

令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業に係る市町支援事業 仕様書

1 業務の名称

令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業に係る市町支援事業

2 目的

市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）においては、地域ごとに異なる課題やニーズを踏まえながら、各地域の実情に応じた取組が必要である。本事業では、兵庫県が、総合事業の取組にあたり課題等を抱える市町に対し、専門家の具体的な助言等による支援を行うとともに、その取組や成果を県内市町に横展開することで、総合事業の更なる充実の促進を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

県が委託する業務は、次のとおりとする。

(1) 伴走型支援

① 伴走型支援を行う市町の選定業務支援

県が、伴走型支援を行う市町（以下「支援対象市町」という。）を選定するにあたり、事前に説明会を開催するなど、選定業務の支援を行う。なお、支援対象市町は1市町程度とする。

② 支援対象市町への伴走型支援

ア 上記①により選定した支援対象市町に対し、地域の実情や課題等に応じた専門家による伴走型の支援を行う。支援は、専門家の派遣による現地での会議やオンライン会議等（以下「支援会議」という）の方法により、支援対象市町ごとに3回以上実施すること。

イ 支援会議の運営にあたっては、支援会議ごとに議事録を作成し速やかに県及び支援対象市町に提供すること。

ウ 支援会議ごとに検討内容やその結果等についてとりまとめた資料を作成し、次回の支援会議で共有すること。最終の支援会議においては、(1)③の成果報告会の資料に反映させること。

エ 各支援会議の間の期間においても、市町の状況に応じて随時相談を受け付け、継続的な確認および支援を行うこと。

オ 伴走型支援の実施にあたっては、地域の分析や目指す姿の設定、課題の優先順位付け、取組の方向性や手法の助言等、総合事業の更なる充実に効果的となる内容とし、本事業終了後に支援対象市町が自走できる体制作りができるよう支援すること。

③ 成果報告会の実施

支援対象市町の伴走型支援における成果報告会を開催し、その成果を横展開することにより、県内市町における総合事業の更なる充実につながる内容とすること。

(2) 県内市町における総合事業の更なる充実に向けた助言等の実施

過去に、国や県の伴走型支援を経験した市町を含め、総合事業に課題を抱えた県内市町

が参集し、自らの取組状況を共有するとともに、今後の取組の方向性や手法について助言を得る機会を設けること。なお、現地にて2回程度実施すること。

(3) 事業報告

本委託業務終了後、上記の実施結果及び本事業にかかる収支について速やかに報告すること。また、支援対象市町の取組による効果の検証や、県内市町への横展開に向けた県への提言等をまとめ、報告書を作成してデータファイルで納品すること（報告書データファイルは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint で作成すること）。

5 委託業務にかかる対象経費

- (1) 人件費、謝金、旅費交通費、消耗品費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、広報費、手数料、使用料、賃借料、保険料、役務費及びその他県が適当と認める経費（事前に県と協議すること）とする。
- (2) 委託料の支払いは原則精算払い（令和9年4月以降）とする。

6 その他留意事項

- (1) 本業務により使用する著作物の著作権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。なお、著作権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
成果物に関する著作権は、県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、受託者は、著作者人格権は行使しないものとする。
- (2) 委託料については、令和8年度予算可決前であるため、県議会において予算措置が承認されない場合は、当該事業を実施せず、委託を行わないこととし、予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と委託事業者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。
- (3) 受託者を決定した後、改めて業務委託内容について県と受託者で協議し、詳細を決定の上、委託契約を締結する。その場合、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。
- (4) 本仕様書にないものは県及び受託者の協議により定める。
- (5) 受託者は、業務の内容及び範囲について県と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (6) 受託者は、打ち合わせ結果等、本事業に必要と判断する内容について、適宜県に共有を図ること。
- (7) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時県に報告するとともに、適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (8) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。